

お体に障害等があり運転操作に不安をお持ちの方へ

病気やけがなどにより身体の運動機能に障害をお持ちの方は、運転免許更新をする前に運転免許センターへ臨時適性検査の御相談をお願いします。

お体の状態についてお話を伺い、実際に車両の操作ができるかなどを確認して必要な条件を付けることとなります。条件を付ける必要のない場合もありますので、事前に御相談ください。

臨時適性検査までの流れ

1 事前に電話で相談

平日に運転免許センターにお電話で相談してください。

お体の状態をお伺いし、臨時適性検査の日程を調整します。

電話番号 018-863-1111 内線 735-233 (管理第二係)

2 臨時適性検査に必要な物

運転免許証

身体障害者手帳をお持ちの方は身体障害者手帳

新しい運転免許証を作成する必要がある場合には手数料(2,050円)

